

[会 議 録]

会 議 名 称	平成30年度第2回 市川市個人情報保護審議会	
議 題 等	<p>1 議事</p> <p>(1) 意見聴取事項について</p> <p>ア 市川市公文書公開条例の一部改正について【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非識別加工情報提供制度の導入に伴う条例改正 ・非識別加工情報提供制度の加工基準及び安全確保措置基準について ・個人情報の存否、非開示情報の裁量的公開、個人情報保護審議会の任務に関する規定の追加について <p>イ 死者の個人情報の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求資格を有することを証する書面について 	
開 催 日 時	平成31年1月16日(水) 13:30~15:30	
開 催 場 所	市川市役所仮本庁舎4階第2委員会室	
出席者	委 員	奥川 貴弥(会長)、古賀 加奈子(副会長)、小島 千鶴、荻野 良江、伊与久 美子、小林 俊之、松原 いつ子、勝田 信篤
	事 務 局	[総務部総務課] 中澤課長、吉田副参事、樋口主幹、朝倉主任、松戸主任
	説 明 課 及 び 職 員	総務課・・・中澤課長、樋口主幹、朝倉主任、松戸主任
傍 聴	■ 可 (0 人) / □ 不 可	
会 議 概 要 ※ 詳 細 別 紙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非識別加工情報提供制度の導入に伴い、市川市個人情報保護条例の改正を行うことを報告し、意見を求めたところ、委員から、学術的研究目的の場合の応募に対する対応、民間事業者の活動の一助に資するののか、応募審査に対する決定通知の行政処分性、罰則規定の適用範囲、加工情報の有用性について意見がなされた。 ・ 死者に関する個人情報閲覧等請求に際して添付すべき請求資格を有することを証する書面について、意見を求めたところ、委員から、相続は包括承継であり、相続人全員の同意を必要とすることについては法的にも疑問がある、近隣市町村の動向を踏まえ再検討を望む等の意見が出され再検討を求められた。 	
配 布 資 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 次第 2 事務局職員名簿 3 市川市個人情報保護条例の一部改正・市川市公文書公開条例の一部改正について(議事(1)ア) 4 非識別加工情報提供制度の概要(議事(1)ア) 5 非識別加工情報提供制度以外の所要の改正について(議事(1)ア) 6 死者に関する個人情報の閲覧等請求に際して添付すべき請求資格を有することを証する書面について(案)(議事(1)イ) 	
特 記 事 項		

[会 議 録]

別 紙

平成30年度第2回 市川市個人情報保護審議会

【議長(奥川会長)】

それでは、ただいまから、平成30年度第2回市川市個人情報保護審議会を開催いたします。本日は委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立することを報告いたします。

また、本日の会議は非公開情報についての審議を行うものではありませんので、会議を公開することとしますが、傍聴人はいらっしゃいませんのでこのまま会議を続けます。

事務局から、本日の資料等について説明をお願いいたします。

【事務局】

お手元に配布させていただきました資料の確認をさせていただきます。

まず、第2回審議会インデックスの次が本日の配布資料リストとなります。

続きまして、インデックス1番は本日の次第になります。インデックス2番は、事務局職員の名簿になります。インデックス3番は、条例改正の概要について説明したものです。追加資料については、この資料をA4資料の次に綴っていただければと思います。インデックス3の条例の一部改正についての次に、今お配りしております資料を綴って頂きたくお願いいたします。インデックス4は業務届出書、A3の資料と次に様式類1ページから15ページまでとなります。インデックス5番が、所要の改正についての資料でございます。ここまでが議案の1番目となります。

次に、インデックス6は、死者に関する個人情報の取扱いについてご意見をいただきたいものでございまして、こちらが2番目の議案となります。

資料は以上となりますが、不足等ございませんでしょうか。

【議長(奥川会長)】

それでは議案の、市川市個人情報条例の改正について説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは条例改正についてご説明をさせていただきます。配布させていただきました資料を基にご説明をさせていただきます。

インデックス3番のA4の資料をご覧ください。

まず、条例改正の趣旨です。市川市では大量のビッグデータを保管しております。このビッグデータといいますのは、行政でも民間でも大量のデータを保管しているのですが、そういったものを一般的にビッグデータと呼ばれております。

民間におきましてビッグデータといいますものは、新たな産業の創出、活力ある経済社会の実現、豊かな市民生活の実現に資するということ考えられておりますことから、市川市におきましても、行政機関個人情報保護法を参考といたしまして、今回個人情報保護条例を改正いたしまして、ビッグデータを非識別加工情報として提供する仕組みを設けるものでございます。

具体的には諸外国ではこういったビッグデータが、民間企業などが活用できるような仕組みが導入されておきまして、そういうことが外国企業の経済発展に大きく貢献しているということもございま

[会 議 録]

して、日本でも昨年施行されました行政機関個人情報保護法によりまして、国におきましてはビッグデータの活用を民間事業者に提供できるといったような制度が設けられました。

行政機関が持っている情報の中には個人情報が含まれておりますので、民間事業者が行政機関の持っている情報の提供を受けようとする場合には、行政機関は、そのまま提供することはできませんので、法律の中で個人情報を識別できないように加工した上で、民間事業者に提供するという制度が設けられました。

市川市におきましても同様に、豊かな市民生活の実現等に資するというような事業を民間事業者が行いたいという提案を受けまして、その提案につきまして一定の基準を満たしていれば、個人情報を加工して民間事業者にビッグデータを提供するという制度を今回の条例改正により設けさせていただきますと考えております。

また、こういった個人情報が識別できないように加工した情報のことを「非識別加工情報」という言い方をしているのですが、こういった情報を作成するに伴いまして、公文書公開請求があった場合の非公開情報といたしましても、非識別加工情報は非公開情報として追加する必要がございますので、公文書公開条例の改正も行おうとしているところでございます。

これにつきましては、国におきましても行政機関の情報公開法の中で非識別加工情報については、個人が識別できないような情報ではあるんですけど、その制度の信頼を確保する意味で公文書公開請求があっても非識別加工情報については、非開示とするというような取扱いをされておりますので、市川市でも同様な改正を行うものでございます。

続きまして2番目ですが、非識別加工情報とはどういうものかということをご説明させていただきまします。先ほど申し上げましたように、個人情報を含む情報を民間事業者に提供するに当たりましては、特定の個人が識別できないように、加工する必要がございますので、なおかつその個人情報が復元できないようにする必要がございますので、そのように加工した情報を非識別加工情報と呼んでおります。

例えば、下の表に示すようなものでありますと、介護サービス事業者が市川市内にサービス拠点を設ける目的で、市川市のどのエリアに介護需要があるのかを知りたいということで、市川市の持っているビッグデータの提供を求めてきたような場合で考えますと、事業者が欲しい情報、仮に加工前で書かれているような氏名、住所、年齢、要介護度あるいは現在の状況こういったデータを欲しいと言ってきた場合に市川市ではこのまま出すことは差し支えがありますので、例えば、氏名は削除いたしまして、住所も町名までに置き換えて、年齢も10歳ごとに階層化した上で、情報を提供する。このように加工した情報を非識別加工情報と呼んでおります。

続きまして、先ほど追加でお配りさせていただきました A3の資料を基に説明させていただきたいと思っております。この非識別加工情報提供制度というものを具体的にどのように運用していくかということでございます。条例の中では、ここで書かれているような手続を左から時系列で右の方に流れていくのですけれども、こういった手続を条例で定めていくこととなります。

まず一番左ですが、市川市では個人情報を取り扱うような業務を開始する場合には、個人情報業務届出書を市長に提出することを条例で規定しております。この個人情報業務届出書がどのようなものかはインデックス4の1枚目をご覧ください。こちらが個人情報業務届出書になります。

今回は、こども入園課で行っている「市立保育園保育料の徴収等に関する業務」で取り扱っている個人情報を示したのですが、この中段あたりに個人情報の内容と書いてございます。氏名、性

[会議録]

別などこういった個人情報を出して市川市で持っておりますのでこの個人情報業務届出書に書いてある内容を、まずホームページ上でエクセルシートで公表することを考えております。

具体的に公表するものは、その次のA3の資料になりますが、こういったエクセルシートを市の方で作成しておりますので、こちらをホームページ上に公開し、市川市としてはこういう業務でこういう情報を持っていますということを民間事業者に対して明らかにします。

もう一度先ほどのインデックス3のA3の資料にお戻りいただきたいのですが、こちらを見た民間事業者が市川市から自らの事業の用に供するためにこういう事業を行いたいので、市川市からビッグデータの提供を受けたいという申し出をしてもらおうのですけれども、その第一段階といたしまして市の方で募集をいたします。

市の情報、ビッグデータが欲しいという民間事業者は、いつからいつまでの期間まで事業の提案をしてくださいという募集をいたします。こちらは、年4回定期的に募集をかけていこうと考えております。

募集期間中に事業者から提案をしてもらう必要があるのですが、いきなり提案するということは実際に提案が通るかどうかが分からないので、事前に市の方へご相談していただきます。例えば、どういう情報が欲しいのかですとかデータの加工方法をどういうふうにするか事業者が考えているのかですとかヒアリングして事業者の相談を受けていきます。

この時点でデータを加工するに当たって、市の方で加工業者にいくらぐらいなのか加工費用がいくらぐらいになるのかを見積もり等により確認などを行います。

その後にご相談後、事業者などで、相談の結果、それなら事業者としても提案をしていくことができるという判断に至った場合には、事業者からその提案書を受け付けます。

この提案書を受け付けたときに、市の方で記載漏れがないかとか添付書類に漏れがないかなどの確認いたします。具体的なこの提案書というものがどういうものかと申しますと、インデックス4の3枚目の資料になります。図表21提案書の様式と書かれておりまして、この1ページ目と2ページ目の部分がその提案書の書式となります。

例えば、この提案書で書かれてきますのは、この1ページ目で言いますと国のものを参考にしたものですが、⑦と書かれたものが個人情報ファイルとなっておりますけれども、市川市でいきますと、個人情報業務届出書のその業務の名称というものをここに書いていただきまして、⑧の部分は非識別加工情報本人の数となっておりますが、この提案の対象とする情報が国と同様に千人以上の個人情報が含まれている業務を対象に提案を募集いたします。

千人未満がなぜ対象から外れるかと申しますと、個人情報の数が少ないと個人が特定されてしまうおそれがあることから、国の方では千人以上の個人情報を扱っているものを提案の対象としております。

この⑨番加工方法を特定されるに足りる事項につきましては、例えば、個人情報、先ほどのこども入園課の介護事業者の例で申し上げましたが、氏名が欲しいといった場合にはそれは出せませんので、氏名の情報を欲しいと書いてきた提案については、提案は否といった形になります。

それに対して住所については、町名まででいいですよというような提案がなされればそれは可となりますので、どのように加工した情報がほしいのかを⑨のところで書いていただくこととなります。

その他⑩、⑪のように利用目的ですとか、どういうふうにするか、次のページの2ページ目をご覧いただきたいのですが、⑫以下でいきますと利用に供する事業はどのようなものであるかと

[会議録]

か、どのくらいの期間を利用しようとしているのか。

非識別加工情報の提供を受けた後に、その非識別加工情報をどのように適切に管理していくのかという措置ですとか、CD でほしいのか DVD でほしいのかなどを記載して提案していただきます。その他3ページ目の誓約書を出していただきます。

こちらの誓約書は、欠格事由に該当していないということの誓約書になります、もう一度インデックス3の A3のフロー図をご覧くださいと思います。

以上のような提案を受付した後、市の方で審査を行うことになります。

この審査の内容につきましては、ここに書いてありますように事業が、民間事業者がビッグデータを利用しようとしている事業が、産業の創出ですとか、活力ある経済社会の実現に資するものであるどうか、あるいは豊かな市民生活の実現に資するものであるかどうかということ審査いたします。この3つに該当するものが提案のまず重要なポイントになってきます。こういった公益性のようなものがあるので、市の情報を提供するという形になります。②欠格事由の部分などを審査いたします。

このあとは必要に応じまして、加工方法ですとか、安全加工措置ですね、その安全加工措置ですとか加工方法につきましては、今後、条例改正の中で、この個人情報審議会でご審議していただく事項として条例改正を考えております。

このデータの加工方法ですとか、安全確保措置、例えば事業者に提供する場合は安全な方法で、メールで送信するとかですね、そういったものを決めていく形になるんですけども、こちらは国の方でこういった基準を定めるに当たっては、審議会などの意見を聞くことが適当であるなどと示されておりますので、今後、新年度に入ってから、こちらの審議会でご審議いただけたらと考えております。

続きまして、審査の内容につきましては、インデックス4の7ページをご覧くださいのですけども、提案審査の内容と書かれておまして、主に8つについて審査してまいります。形式を満たしているか、データの加工方法は基準を満たしているか、この基準につきまして、新年度に入ってからこちらの個人情報審議会の方でご審議をいただけたらと思います。データを利活用する事業が条例の目的どおりの事業か、それから安全措置これはどういうふうになら非識別加工情報を市川市の方で管理していくかという措置ですが、こちらの措置の基準につきましても、新年度に個人情報審議会でご審議を頂きたいと考えております。

利用目的、利用方法は適切か、データの利用期間は適切か、市の業務に著しい支障をもたらさないか、これにつきましてはどういう支障かと申しますと、例えばこのデータを加工するに当たって市のシステムを一旦停止しないと加工ができないといったその業務に大きな支障がある場合にはこの提案を認めていかないという形になります。それから、データの対象数は適切か、千人以上になっているかということです。欠格事由に該当しないか、つまり破産を受けていないか未成年でないかといったことを審査してまいります。

続きまして再度A3のフロー図をお戻りいただきたいのですが、このような審査を経まして、審査基準に適合している場合には、可否通知を行うことになります。「可」とする場合には手数料の納付方法ですとか、手数料の納付期限それから納付額を示していきます。この非識別加工情報を提供するに当たりましては、その対価として、国におきましては手数料を徴収して提供しているということから、市川市におきましても手数料を定めていくものでございます。そのあとに契約の申込みの期

[会議録]

限も通知の中でお知らせしていきます。提案を「否」とする場合にはその理由を示して通知いたします。こちらの書式も定められておりまして、先ほどのインデックスの4の4ページが審査に通過した場合の通知です。5ページが審査に通過しなかった場合の様式になります。このあと、審査に通過した提案者につきましては、6ページをご覧いただきたいのですが、契約締結の申込書を提出していただきます。この識別加工情報の提供制度につきましては契約により提供するというような仕組みになっておりますことから、契約の申込みをしていただきまして、その上で市は加工して提供する形になります。再びフロー図にお戻りいただきたいのですが、今度は右側の民間事業者への提供という枠の中になりますけれども、契約を締結いたします。締結後の契約内容の変更は認めません。それから契約において、提案事業の実施報告を業務づけることといたします。

③は市独自のものとなりますが、契約しっぱなしではなくて、そのあとにもきちんと提案通りの事業を実施したかどうかの報告を求めることとするものです。契約締結後に非識別加工情報を作成いたします。これに当たりましては、民間の事業者にて作成を委託いたします。主に非識別加工情報の提供をすることに当たりましては、個人情報の抽出をしてその加工をする必要がありますことから、なおかつ千人以上のデータを扱っておりますので、対象となるのは、主に情報システムで取り扱っているような事業が対象となってきます。そうしますと職員の方で加工することが難しいので、データの加工は民間業者に委託して行うこととなります。委託事業者は、所管課職員がやる場合もあるのですが、あまり考えられないところですが委託事業者は特定の個人が識別できないように、また復元が不可能なような形で作成いたします。そののち成果物ができてきたときに市の方で加工物を確認いたします。その後、提案事業者から手数料の納付を受けます。手数料額につきましては、今まで見てきましたような事務の中で必ずかかってくる、例えば審査ですとか、審査事務ですとか、あるいは可否通知だとか、契約締結事務とか、そういう必ずかかってくる事務費用については、国では2万1千円としておりますので、これは市川市でも変わらないと考えまして手数料基本額2万1千円にプラスして加工する場合の加工料を加えた場合の手数料として徴収いたします。

最後に、加工が完了し手数料の納付までされたものについては、事業者に対して非識別加工情報を安全加工基準に従って、CD-Rなど記録媒体によって提供いたします。

最後に事業者から契約内容どおりに、非識別加工情報を利用したことの報告を受けることといたします。以上が、事務フローの流れとなります。

続きまして、今出てきました加工基準ですとか安全加工基準がどういうものかご説明させていただきます。

インデックス4の8ページをご覧ください。匿名加工情報の加工基準についてと書いておりますが、国から示されているのはこの基準と同様の基準を自治体が行う場合には、こういったものと同様の基準を定めることが適当であるといったことが示されております。

加工基準はいろいろ書いてございますが、具体的には次の9ページ、10ページをご覧くださいのですが、まず加工基準の①ですね、例えば特定の個人を識別できるような記述等がある場合にはそれを削除するということなのですが、具体的には事例1でいきますと氏名を削除する、住所を削除する、あるいは何県何市に置き換える、生年月日を削除する、あるいは日だけを削除して生年月日に置き換える。

事例2におきますと簡易IDとか、氏名、生年月日を削除ということが考えられます。

加工基準②といたしましては、個人が識別できるような符号を削除していくということでございます。

[会議録]

市で考えられるのは(1)の生体情報でいきますと顔写真ですとか、(2)でいきますと基礎年金番号ですとか、住民票コード、マイナンバー、介護保険の保険証の番号、といったものが考えられます。

加工基準③につきましては10ページになりますが、こちらは考えられないので、例えば④の方でご説明させていただきますと、特異な記述の削除ということで症例が極めて少ない病歴の方がいらつしゃったらそれを削除するとか、これはあまりないかと思いますが、年齢が116歳という方がいらつしゃったらこれは116歳で出してしまうと特定されてしまいますので、90歳に置き換えるとかそういった加工をしております。以上が加工の基準の主な内容でございます。

続きまして13ページをご覧ください。こちら国で示されている基準でございますが、安全確保措置については定めるということが、今後条例で決めていくのですが、法律では行政機関個人情報保護法の44条の15で定められております。この、第1項で非識別加工情報を漏洩防止するために必要なものとして、個人情報保護委員会規則で定める基準に従いその適切な管理のために必要な措置を講じなければならないというのを、市も同様に市の義務として定めまして、ここで規則で定める基準に従いという部分を、今後市川市でも決めていくのですが、それにつきまして、例えば規則14条で書いてあるような内容を定めることが考えられます。

(1)といたしまして非識別加工情報を取り扱うものを権限、責任を明確に定める。

(2)行政機関非識別加工情報の取扱いに対する規定類を整備し当該規定類に従って、行政機関非識別加工情報を取り扱うと共にその取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずる。

(3)行政機関非識別加工情報を取り扱う正当な権限を有しないものによる取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずるということで定めてまいります。

例えば、今度14ページをご覧くださいなのですが、具体的にはどういうことかと申しますと14ページの表で書かれておりますように、1番目の権限責任の明確化につきましては安全確保を講ずるための組織体制の整備、②につきましては規定、非識別加工情報の取扱いに係る規定の整備とこれに従ったもの、それからその職員ですとか、受託業務に従事しているものを教育、非識別加工情報の取扱い状況を確認する手段の整備などです。

③につきましては非識別加工情報を取り扱う権限を有しないものによる閲覧の防止、機器・電子媒体の盗難の防止、電子媒体を持ち運ぶ場合の漏洩の防止などについて措置を採っていくこととなります。以上が非識別加工情報の提供制度に関する改正でございます。

そのほかの改正といたしまして、インデックス5の資料をご覧ください。こちらの改正につきましては、非識別加工情報の提供制度とは別に運用上の問題というか、今後こういった規定を設けておかないと対応に苦慮することがあるということで①と②の改正を考えておりまして、③については非識別加工情報の制度導入に伴いまして、個人情報保護審議会の任務も追加をさせていただきたいという内容でございます。

まず①につきましては、個人情報の存在に関する情報の規定の追加ということで、例えばDV事案が生じた際にDV加害者から被害者からの相談記録が書かれた加害者自身の情報についての個人情報の閲覧等の請求がなされた場合に、相談記録があるといったことを回答するだけで、被害者が相談したということが明らかになってしまいますので、それによってDV被害者に対する悪影響ということが懸念されることから、そういった情報があるなし事態の回答はしないということ、そういう規定を設けるものでございます。

[会議録]

こういった規定は国の行政機関個人情報保護法では、既に定めがありますので、それにならって定めるものでございます。

②につきましても、法律の規定と同様の規定を盛り込むものですが、こちら例えばDV被害者が請求した相談記録を、被害者の方から市川市へDVの相談をしていた場合に、市が持っているDV相談記録を見せてくださいということで請求してきたとして、その市が持っている情報の中に加害者による加害予告情報というものが仮に記載されていたという場合は、その情報は加害者の情報ということで、原則として当該情報は第三者情報として開示はしないのですけれども、請求者である被害者の生命、身体が危険にさらされる、そのまま開示しない場合には危険に晒されてしまう場合がありますので、こういった場合には加害者の情報であっても裁量的に公開できるような規定を設けるものでございます。市川市では、そういった加害者からの請求といったものは無いのですが、DV被害者からの請求というのはされている例がありますので、もしそういったものが出てきた場合に対応できるように①②のような規定を加えさせていただきたいと考えております。

それから③につきましては、個人情報保護審議会任務の追加ということでございまして、先ほど申し上げましたように非識別加工情報の加工基準ですとか安全確保措置基準を定めることにおきまして、審議会の意見を聴くことが適当であると国の方から示されておりますので、こういったことを踏まえまして、これらの基準につきまして個人情報保護審議会の意見を聴くということと、あとは非識別加工情報の取扱いですとか、個人情報保護条例の運用全般につきましても今後意見を聴くことができるように、任務を追加させていただきたいと考えております。

例えば、条例の運用についての意見を聴かせていただく場合の例といたしまして、個別の開示請求事案について判断が難しいような場合、死者の個人情報について請求してきた方が、開示請求資格があるかどうか、死者の個人情報ではあるが、請求してきた人自身の個人情報でもあるというふうに考えられる場合には、開示請求資格があると考えられますので、そういったものにあたるかどうかの判断をするに当たって、意見を聴かせていただくようなことも考えられるところでございます。

以上が個人情報保護条例の改正の内容になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議長(奥川会長)】

ご質問がありましたらお願いします。

【小島委員】

民間業者の学術的研究目的の場合は、非識別加工情報提供制度という制度はあつたりするのでしょうか。それとも保護制度に集約されるのでしょうか。

【事務局】

学術的な場合の規定は、国の場合は、法律の中でそういったものについては外部提供できるという規定の要件として入っております、市川市ではそこまで入っていないのですけれども、今は市川市の外部提供できる基準に入っていないのですが、法令上の根拠があつて、そういった請求があつた場合には提供できるものと考えられます。

法令上の根拠があれば、出せる余地があるのかもしれませんが、一般の方がという形になると、外部提供基準には当てはまらないですし、提供は難しいと思います。

[会議録]

【小島委員】

制度を新しく策定しても、この枠組みの中で新たな産業の創出という枠組みがあって学術的ということだけだと、この目的に沿わないという判断になるという可能性もあるってことですか。

【議長(奥川会長)】

審査の応募があつて、拒否といいますかね、これは行政処分ではないのですかね。

【事務局】

はい、国の逐条解説によりますと、否は行政処分ではないという整理はされております。

【議長(奥川会長)】

申し立ての方法はないの。

【事務局】

はい、ないです。

【議長(奥川会長)】

加工料の問題ですけど、あとで同じ情報を利用したいという業者が出てきた場合には加工料はどうなるんですか。

【事務局】

既に作成されている非識別加工情報について、事業提案することも認められておまして、同じ事業者が事業目的を変更して同じ非識別加工情報を使いたいということであれば、手数料は低い額になるのですが、別の事業者が新規事業として既にある非識別加工情報を使いたいという場合には、新規の手数料と同じ額の手数料を納めることになります。

【議長(奥川会長)】

一緒に持ち込めば、それぞれ同じ手数料を取っちゃうわけね。例えば3つなら3つの業者が同時に審査提案を申し立てして。その場合でも、各業者から徴収することになるのですか。

【事務局】

提案の時期が年4回で限られているのですが、その既にある非識別加工情報については公表するものの中に、これは非識別加工情報としてあるものですよということが明記されて公表されていきますので、それを見て事業者は、使いたいと来たりします。

【勝田委員】

実費相当額と書いてあるので、市に儲けが出てしまつてはまずいじゃないですか。

これとは関係ないのですけれども、非識別加工情報提供制度の概要はこれですか。

[会 議 録]

この民間業者に提供のところで、加工は委託業者または所管課職員、所管課職員は考えていらっしやらないということで、委託業者が情報を漏らしちゃうという昨今かなりあることですので、その辺のサンクションというか統制はとれているのでしょうか。

【事務局】

今回、個人情報の集合物を加工業者に提供する形になるのですが、そういった方が情報を漏らした場合には罰則規定も設けることを考えておりまして、国と同等の罰則を科していく形になります。そういった形で、間接的に情報漏えいを防止することを担保していくと考えております。

【勝田委員】

それはその業務の範囲内で、下請けも一切認めないということですか。下請けは良いのですか。

新聞に載っている情報ですと、認められていない会社にはもう締め切りには間に合わないので下請けしちゃってその下請けをしたこと自体が違法だという感じで新聞には載っていましたが、こういう条例は特にない。

【議長(奥川会長)】

それは、請負契約の契約にもよりますよね。

【事務局】

契約の中で縛っていく形になろうかと思えます。再下請け委託禁止とか。

【勝田委員】

それに違反した場合には、罰則ですか。

【事務局】

はい、契約書の中でも罰則規定があります。

【議長(奥川会長)】

ほかの都道府県、地方公共団体で実施している団体はあるのですか。

【事務局】

条例で制定している自治体は全国5団体しかなくて、県でいうと和歌山県と鳥取県、あとは町です。3つの町だけでこの条例の制度は作っているんですけども、国も含めまして一件も提供した事例はないそうです。

【議長(奥川会長)】

提供した事例がないというか、提案をした人がいないということか。

【事務局】

[会 議 録]

自治体の中では提案をしたところもないです。

国の方は提案あるかどうかまでは分からないのですけれども、以前聞いた時には提案自体もなかったということを聞いております。

【議長(奥川会長)】

民間が行う市場調査を、市が持っているデータで賄うということですよ。

普通の業者だったら、保育園が運営できるだけの人が集まるか、市場調査とかどの程度のことやらなきゃいけないのか、それを市が協力していく。そういうことでいいですね。

【事務局】

はい。

【小島委員】

実施報告を義務付けて、最後に報告を受けるとなっていますが、報告がなかったままそのまま放置されちゃったというような場合、また同じ業者が、例えば別の事業でしばらく時間が経つと情報が古くなる、また今の情報が知りたいとって提案があった場合に、前に報告していないから、あなたためですよといった、そういうことができる規定もあったりするんですか。

【事務局】

今の制度の中では、この非識別加工情報の提供の利用契約ですね、利用契約の中で契約違反があった場合には契約解除ができるという規定になっておりまして、解除から2年たっていない利用者については、その提案資格がないという形で要件を定めていきますので、同じような考え方で縛りをかけていけたらと考えております。

インデックス4の7ページが審査の内容なのですが、具体的には書いていないのですが、この3番、この法の目的どおりの事業かといったところで条例の中で、新規産業の創出とか、豊かな市民生活の実現などに資するものであることなど要件が書かれていきます。

【議長(奥川会長)】

公益的なものという。純粋に営利的なものとはならないということですか。

【事務局】

はい。

【伊与久委員】

例えば、高校とか大学などで同窓会とか校友会をやりますよね。そういうものが、全国津々浦々無い物は無いと豪語している業者も沢山いるんですよ。

名簿屋さんという人がいるんですが、その中でトラブルの人と会ったのですが、それについては民・民の問題ですから、これには一切関係ないといえるんですか。

[会 議 録]

【事務局】

市で持っている情報ではないので、対象にはなってきません。

【伊与久委員】

千人以上の名簿を管理しているということは、公共的団体ということですね。

【事務局】

千人以上の個人データを管理している業務について、市の方はそういった情報を加工して提供するという形になります。その提供をするに当たりましては、豊かな市民生活に資するとかそういった事業のために使いたい事業者であれば、提供していくという形になります。

【伊与久委員】

今回、この条例を改正して個人情報の加工されたものが契約のもとに提供されるという、所定の手続を経るようになるということは、例えば介護保険の対象者たちを把握するときも、社会福祉法人とかそういう人達と同市との関係の中で地域性の年齢とか介護度とかそういうのを必要とするときはメリットというのはそれもそうですか、今回の場合。

【事務局】

民間事業者が市の情報を有効活用できるということで個人情報を含めた情報が利用したいということであれば、そういったものも対象となってきます。

【勝田委員】

さっきの名簿屋さんとの話になりますと、市が提供した情報を名簿屋さんに売っちゃった人というのはそれで罰則されて、さっきそれ条例上で刑事罰ですか、たとえば懲役2年以下とか。

一番考えられるのが個人情報の転売それなんですね、名簿屋さんがあると。

【事務局】

市が持っている間は、非識別加工情報ということでそれ自体は個人情報というのは含まれないのですけれども、その提供を受けた民間事業者は匿名加工情報という形で個人情報保護法の規制を受けて管理しなければいけないことになっています。

その提供を受けた民間事業者が、第三者にそれを提供するかどうかは市川市が提供の契約に当たって、提供してはいけないという定めをしない限りはその提供は自由とされています。

【勝田委員】

ちょっと勘違いをしていました。

加工された情報を名簿で売ってもあまり意味がないので、加工を任された委託業者が加工前の生のデータを名簿屋さんに売っちゃったという場合にはどうなるのですか。

【事務局】

[会 議 録]

それは罰則の適用となります。

【勝田委員】

それは、刑事罰となるのですね。分かりました。

【議長(奥川会長)】

よろしいですか、もしご意見等が無ければ、次に死者の個人情報の開示手続について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

インデックス⑥の資料をご覧ください。

こちらは個人情報保護条例では、生存する個人に関する情報の取扱いについて定めておりまして、条例に定める一覧等の請求の対象となるのは生存する個人に対する情報となるということになります。しかしながら、亡くなった方の個人情報が請求されてくる場合がございます、その場合には死者の情報であったとしても、請求者自身の個人情報と解することができる場合ということがあります。そこで、このような場合にその請求資格を確認する必要があり、市川市の規則の規定に基づきまして、一定の書類の添付を求めるということで、添付書面について定めをしたものでございます。

資料の3ページをご覧ください。

条例規則の規定を説明させていただきます。上段が条例になりまして17条で13条1項の規定による個人情報の閲覧等と14条の規定による個人情報の訂正、15条の規定による個人情報の削除などの請求をしようとするものは、本人であることを明らかにして規則で定めるところにより請求しなければならないとされており、この規則で定めるところによる。については以下でございまして、規則の8条でございます。

まず1項で条例17条の規定の請求は、様式8号により本人が行うものとする。この場合において市長が特別な理由があるものと認めるときは、下線を引かせてもらいましたが、請求資格を有することを証明する書面を提出しなければならない、ということでこの請求資格を有することを証明する書面としてどのようなものがあるかということを決めたものが今回の1ページ、2ページ目の資料でございます。なぜこういったものを定める必要があるかについてですが、例えば介護保険をやっている課の窓口で介護福祉課では、介護保険の介護認定をするに当たっての調査等をしておりまして、その調査資料を提供してほしいという請求というのが結構あります。その中で、調査対象者は亡くなっているのですけれども、その親族の方が介護認定調査資料を請求してくる場面で、例えば相続人であれば、相続人であることの書類ですとか、あるいはなぜその相続人であるからといってそれが本人の情報であるということにはなりませんので、なぜその人が自分の情報として請求してくるのが分かる資料の提出を求めるとあって、特に何ら定めがないので窓口において相手方に提供を求めてもどこにそんなことが書いてあるんだと窓口で業務に支障を来していることから、今回こういう場合には資料の添付を求めると定めさせていただくものでございます。

具体的にその内容につきましては、1ページをご覧くださいなのですが、第一段落は先ほどの何で定めるかという趣旨で、その第二段落の所が、請求に本人であることの確認を行うほか、請求

[会 議 録]

する情報の内容に応じ請求要件の確認は、次に掲げる処理により行います。当該書類により確認できない場合ですとか、次に掲げる請求区分に該当するものがない場合は必要と認める書類を求めるとします。ということで大きく四つの場合に分けて添付書類を定めさせていただきました。

一番目は被相続人である死者から相続した財産に関する情報についての請求である場合です。相続財産について、何か争いがあるとその相続財産の相続人として、介護認定資料を請求してきた場合にはア～エまでを求めます。請求内容が相続財産に係るものであることを示す書類といたしまして、死者の財産が請求者に帰属していることを確認できる次のいずれかの書類、登記簿謄本、契約書など当該財産の請求者又は被相続人に帰属することを証明する書類、二つ目は遺言書、三つ目は遺産分割協議書、四つ目はその他請求者が相続した財産であることを証明する書類です。

ウといたしまして、請求者が相続人であることを確認できる次のいずれかの書類、一つ目が死者と請求者の戸籍謄本、二つ目はその他請求者が相続人になることを証明する書類、エといたしまして相続人が複数である場合、この場合は他の相続人の個人情報でもありますので(ア)のように請求人以外の相続人から取得した同意書、こういった個人情報を提供していいですよということの同意書を提出してもらいます。(イ)その他請求者を含む相続人間に意思の対立がないことを確認できる書類です。大きく二番目といたしまして、被相続人である死者から相続した不法行為による損害賠償請求権に関する情報についての請求である場合、まずアは請求内容が損害賠償請求権に係るものであることを示す書類、イとしまして死者が損害賠償請求権等取得していたことを示す次のいずれかの書類、示談書、和解書、確定判決書、その他損害賠償請求権等取得していたことを証明する書類です。

ウといたしまして、請求者が損害賠償請求権等相続したことを確認できる次のいずれかの書類、遺言書、遺産分割協議書、2ページをお願いいたします。請求者が損害賠償請求権等を相続したことを証明する裁判所の確定判決書、請求者が損害賠償請求権等を相続したことを証明する書類です。

エといたしまして、請求者が相続人であることを確認できる次のいずれかの書類、一つ目が死者、請求者の戸籍謄本、二つ目がその他請求者が相続人であることを証明する書類です。

オといたしまして、相続人が複数である場合は、こちらやはり相続人の話です。相続としての話ですので、請求人以外の相続人が個人情報を提供することについて同意をしている書類、イといたしまして請求者を含む相続人間に意思の対立がないことを確認できる書類です。

三つ目の場合が、死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務、例えば近親者固有の慰謝料請求権、遺贈等に関する情報についての請求である場合、アといたしまして請求内容が権利義務に係るものであることを証する書類、イといたしまして請求者が当該権利義務を知ったことを確認できる次のいずれかの書類、示談書、和解書、確定判決書、遺贈の場合には請求者が取得した権利義務であることを証明する遺言書、その他請求者が当該権利義務を取得したことを証明する書類です。

ウの場合は相続人が複数である場合で、他の相続人の個人情報でもありますので、同様に同意書、それから相続人間に対立がないことを確認できる書類を求めるといたします。

四つ目は死亡時に未成年であった自分の子供に関する情報についての請求である場合、請求者が未成年で死亡した子の親権者であったことを確認できる次のいずれかの書類、戸籍謄本ですとか、その他未成年で死亡した子の親権者であったことを証明する書類ということで添付を求めて

[会 議 録]

いきたいと考えています。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【議長(奥川会長)】

この事案は複雑で、なんか関係者の利害が絡み難しいみたいですね。

具体例はありますか。

【事務局】

例えば先ほどの介護保険の業務の中で、相続人の一人から介護認定調査書類の写しの交付の請求がされる場合があります。通常それは直接的には相続財産とは関係ないと考えられるのですが、そういった方が請求してくることで考えられるのが、例えば遺言の効力で争いがある、認知能力がなかったというのが介護認定調査書類に書かれているんです。はっきりとそういうことをおっしゃる方はいらっしゃらないのですけれども、そういう関係で請求して来ているのかなというところがあります。その場合には本当にその遺言があるのかというのを確認したいということもありません。ご自身が何のために、認知能力で争っているから最終的には相続人の相続財産のことになっていくと思うのですが、そのことに繋がっていくような書類の提供で確認できるようにしたいということです。

【議長(奥川会長)】

その場合でも、他の相続人の同意があるんですね。協議書とかの同意がね。

しかし、それはおかしくないですか。つまり、亡くなった方は自分が介護のどれくらいに当たるのかということは、これ当然知る権利がありますよね。亡くなった人がまだ生きていたときには。

死亡してしまったら、相続人は包括承継だから、それは単独でその申請があったらそれは教えないといけないんじゃないかな。つまり包括承継なんだから、相続は。と思うんですが。

第一、他の相続人の同意が要るとなったら、それは相当難しいことになってしまうと思います。利害関係が対立しているからそういう資料を求めるのだから。片一方は遺言書がありましたと言う、もう片一方は自分が会った時には、まったく認知症で、もう何も分からないという、だから遺言は無効だということで、そういう申請をする訳です。そのような状態の中で他の人は賛成する訳ないです。だから、それはおかしい気がします。

やっぱり包括承継ですから相続は。つまり、亡くなった人が生きていたという前提で、その人が申請した場合には、それは情報は開示しようというのであれば、それは包括承継であれば、その人の権利義務をそのまま包括で承継する訳ですから、他の関係人の同意は不要ではないのかと思うのです。民法で言えば。

ましてや、今の事務局の発言した例でみなさんも分かったと思うんですが、こういうものを申請するということは対立関係があるわけだから、他の相続人が「うん」なんていう訳ない。そうすると、この規定は何のために作ったのか、訳分かんないということになってしまう。自分の経験としては法律的にもおかしいし、実務的にもおかしい気がする。これ、何か国の指導か何かあったのですか。

【事務局】

[会 議 録]

目黒区で似たような事例がありまして、相続人が複数いてそのうちの一人が請求したという事例があったときに、数年前だったと思うのですが、答申で、相続人が複数いる場合には他の相続人の権利でもあり、他の相続人の情報にもなるので、他の相続人からの同意がない場合、同意を求めたことというのはおかしくない、妥当である。つまりは、その同意書がないと求められないという区の判断は間違いではないという審査会の判断がありました。

【議長(奥川会長)】

それ、裁判所じゃないですよ

【事務局】

はい違います。

【議長(奥川会長)】

その判断は逆さまだよ。考え方によっては、みんなに権利があるのだからということです。ましてや、せっかくこういう制度を作って、全然誰も利用できないということがおかしいと思います。

【小島委員】

利用価値のないものを作ると、ちょっと思ったんですけれども。

【議長(奥川会長)】

それは、私は法的には包括承継という法律的な観点からいったら、同意はいらないと思います。自分の情報なんだよ。実務的にもせっかく作って、利用価値のないものを作ってもしょうがない。

抽象的な話は気になって仕方がないのですが、それぞれケースバイケースが色々書いてあるので、事務局でも、今説明をしたような具体的なケースには、このような要件が含まれていて状況的に当事者間でどういう場合かなどを考えてやっていってどのようなものとか、そういうのをやっぱり考えていかないと。具体例等で想定しながら考えていかないと。

全部同じにまとめて、同じような扱いをするのは如何なものか。

【事務局】

例えば、(1)のEのようなものが、ここを削除した形での運用が適当ということでよろしいでしょうか。

【議長(奥川会長)】

私が裁判官だったらそう考えるけれども、僕は別に公権的な権利はないから、この辺はやっぱり学識経験者とかね、そういう人達の意見を聴いて、条例を作った後でおかしな点があったら問題があるわけですから。

私は、問題提起をしているんですよ。もう少し研究したほうがいいと思います。

目黒区が示した見解に関しては、私はおかしいと思います。自分の情報であるわけですから、死者に代わって死者が求めるべき自分の情報なんですよ。自分の情報を、人の同意がないと取得

[会議録]

できないということ自体、如何なものかと思います。

包括承継とは、本人と全く同じ権利をいうわけですから。

これは、私の個人的な意見であり、裁判例でもあれば別ですが。場合によってはトラブルになるかもしれませんね。

弁護士さんが代理で求めてきて、開示しなかったことで裁判になることも考えられます。だからもう少し多方面から思考を凝らす必要があると思う。

こうなんか一般論で考えると、僕が言ってることの方が普通な気がします。目黒区の答申はおかしいと感じます。ただ、私には絶対的な自信はないので、この件についてはちょっと練り直した方がいいんじゃないかと思います。

窓口で、そういう人が来たときに市がそういうクレームに対処説明ができるか否か、全員の同意がないと開示できません。いや、全員の同意なんか得られるわけがないという主張もある。最初に挙げられた、遺言能力が有ったか無いかとかいう争いを抱えている請求人に対して。

【事務局】

他市の状況といたしましては、船橋市は出しているらしい、つまり提供しています。

【議長(奥川会長)】

同意がなくても、そうでしょう。

目黒区には失礼な言い方になりますが、何でも関係者から同意をとればトラブルを防げるから、何にしても同意を得るということを目黒区は問題の提起を回避するために考えているようにしか見えません。同意をとっていれば文句を言われても、制度の分からない人が、なんで情報を提供したんだってというクレームが来たときに行政が大変な思いを回避できる。それは、その大変だということ、法律理論として筋が通っているかということとは別であり、大変であっても法律論で筋が通っていれば、それはそういう風に条例作ったり取扱い基準を作ったりしなければおかしいと思います。

また、問い合わせる項目ごとにまた考え方が変わってくるかもしれないけど、だからもっと具体的に考えていかないと。さっきの典型的な例でね。さっきの何だっけ、要介護認定調査書類、それは市が持っているんですか。それは、誰が結局作っているのですか。提供するのですか。

【事務局】

ご本人が要介護認定の申請をしてくまして、それに対して介護度がいくつかというのを、市が調査します。あとは医師の意見書というものも付いています。その医師の意見書の中で認知症とか入ってきたりします。

【小島委員】

情報開示であることを知らないから、診断書とかを生で別に誰かが持っているんですよね。そのデータを出してきての方が多と思うんですけれども。

【議長(奥川会長)】

いつも介護しているところとか、具体的に治療している医者とか、そういう人たちとの関係で、これ

[会議録]

を知りたがることはあるんだけど、市が持っているってあんまり知らないような気がする。

【伊与久委員】

介護認定審査会というのがあって、そこで何人かのご専門の人達でそのデータをみんなで審査をして、介護度が2から3に進んでしまいましたとか、3以上になった、5になったから特養の方に、そういうような一方的な家族の言い分だけで決めるわけではなく、ただし昔の措置制度のような制度ではないですから、今自由契約みたいですから、でも介護審査会を通さないと介護度何度とは出ないです。

【議長(奥川会長)】

いろいろトラブル含みの市の紛争との関わり合いの高い問題が全部含まれているので、こういふのを申請する人というのはなんかトラブルを持っているんですよね。相続の関係とか。相当法律的なものから詰めて、学識経験者の意見を入れる、色々やったほうがいいんじゃないかと思えます。

今言った、それぞれの項目ごとにどういう例があるのか考えて、果たしてどういう要件を満たさないといけないか、個別的なこともすごく問題になるような気がします。

【勝田委員】

相続人は、医師の意見書を直接医師に請求することもできるんですか。

【議長(奥川会長)】

裁判になれば、裁判所からカルテを取り寄せるということもありえますね。

親切的な医師であれば、行けば説明してくれるということもあります。でも、やっぱりカルテがないと証拠能力としては認められないのではないのでしょうか。

【勝田委員】

とすると、認知症が進んでいたということを証明したかったら、医師に直接お願いして証明書面を発行してもらおうということになるのでしょうか。

【議長(奥川会長)】

それについてですが、認知症というのは科学的所見がないと思うので証明として医師が認知症を断言して作成してくれるかは疑問です。

認知症は、診断する医師によって大分意見が変わってきます。ですから、介護認定時の医師意見書は有力な証拠になりえるんですよ、資料になる。

【勝田委員】

とすると、要介護認定書類を請求して、そこに医師の意見書が付いていても、それは多分に主観的なものであると考えられるということですか。

[会 議 録]

【議長(奥川会長)】

それは、弁護士の発想の問題で。利用できるものは利用するし、取って見て利用価値がなければ利用しないだけだと思います。とりあえず、資料をとって自分たちにとって有利なものを精査して、もし、それが有利だったら利用するでしょうし、入手した結果全然だめだったらそれは出さない。そういうことになると思います。だけど、非常に客観性の高い資料と考えられます、介護認定の主治医意見書は。

他に、ご意見がありましたらどうぞ。

最初の議題は特に問題はないけど、後の死者の情報開示に係る議題はこの場で明確な意見を示せるかは甚だ困難だな。

こういうのは、事務局が考えればこれでいいよと言いたいところだけど、請求に当たって関係者の同意が要するというのは相当法律的な問題がある。

船橋市は関係者の同意無しで情報の開示をやっているんでしょう。そこから、市川市は同意を取らせるということについてはやっぱりおかしいと考えます。それは統一しないと、近隣行政機関の対応としてもおかしいよ。

【事務局】

ちなみに千葉市は、4月から情報提供で対応するそうです。

今は、個人情報保護条例で対応しているんですが、その条例の枠外として情報提供で一定の要件を満たす方には情報を渡してしまうことを考えているようです。

【議長(奥川会長)】

その場合の要件を、どういう内容に考え規定しているかですね。今の話からは、目黒区が正しくて、船橋市は間違っているって断言できませんよね。私は、船橋市の対応が正しいと思います。

何か他に、ご意見ご質問はありますか。

以上、議論を交わしてきました、本日の議題についてですが、議長として最初の提案議題につきましては何ら問題は無く賛成したいと考えますが、後の死者の情報の請求手続きに関する提案議題につきましては、市川市のためにも今一度調査研究して結論を見極めた方が良くと考え、審議会としては了承することはできないと考えます。

【事務局】

死者の情報の請求手続きに関する提案議題につきましては、ご意見をいただきましたことを踏まえて、今一度検討させていただき、再度審議会に諮りたいと思います。

【議長(奥川会長)】

船橋市が、同意を不要として情報の開示に応じているということですから、その趣旨を十分精査し市川市の方針を導き出すことが重要であると思います。

それでは、本日の議題について、審議会としてこれどういうふう処理するのですか。皆さんの決をとるときは、これ一項目毎、それとも両方一括して決をとるのですか。

[会 議 録]

【事務局】

一議案毎に、決をお願いいたします。

【議長(奥川会長)】

最初の市川市個人情報保護条例の改正について、これについて異論はありません。

二番目の、死者の情報の請求手続に関する提案議題の方は、事務局の方で市川市として少なくとも検討しなければならない課題があると思いますし、このまま実施することになると問題が生じてしまうと思われるので再検討を求めます。

審議会として、そういう意見で皆さんよろしいですか。

【審議会各委員】

異議なし。

【議長(奥川会長)】

それでは、本日はこれで議事を終了と致します。

【事務局】

2点お話をさせていただきたいのですが、今後につきましては条例で改正が議決された際には4月、5月、6月の間に、またこちらの個人情報保護審議会の方を開催させていただきまして、非識別加工情報の加工基準と安全確保措置の基準について、ご審議いただけたらと考えております。

また、日程を事前に調整させていただければと思います。

また、本日の会議の議事録につきましては出来次第、委員の皆様にご確認いただきたいのと、会議録は、ホームページに公開させていただきたいと思いますのでご了承いただければと思います。

以上でございます。

【議長(奥川会長)】

それでは、これで本日の平成30年度第2回個人情報保護審議会を閉会といたします。

皆さん、ありがとうございました。